

定 款

株式会社ビューティカダンホールディングス

2024年1月1日

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ビューティカダンホールディングスと称する。英文表示は Beauty Kadan Holdings Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1)生花の栽培及び販売
- (2)花卉類の卸及び小売販売業
- (3)観葉植物類の卸及び小売販売業
- (4)観葉植物類のレンタル業
- (5)園芸用品の販売業
- (6)冠婚葬祭用の供花、物品の販売及びリース
- (7)冠婚葬祭における装花事業の請負
- (8)葬祭事業
- (9)冠婚葬祭に関する企画・運営並びにコンサルタント業務
- (10)冠婚葬祭に関する情報の提供、仲介斡旋業務
- (11)冠婚葬祭に必要な物品の賃貸及び慶弔事務の請負
- (12)冠婚葬祭の儀式請負
- (13)冠婚葬祭の式場設備の提供
- (14)一般貨物自動車運送事業
- (15)一般貨物自動車運送事業(靈柩)
- (16)一般貸切旅客自動車運送事業
- (17)特定旅客自動車運送事業
- (18)一般乗用旅客自動車運送事業
- (19)貨物運送取扱事業
- (20)遺体衛生保全
- (21)冠婚葬祭用贈答品の販売
- (22)墓地墓石の販売・斡旋
- (23)遺言信託と遺産整理の信託代理店業務の媒介
- (24)仏壇仏具及び葬祭用具の販売
- (25)葬祭行事、法要スタッフの派遣
- (26)墓石、仏壇等の葬祭用品の販売及び仲介
- (27)生花、鉢物及び関連商品の輸出入業
- (28)生花、鉢物及び関連商品の販売業及びコンサルタント
- (29)コンピューターの販売
- (30)ソフトウェアの開発
- (31)フラワースクールの運営及びそれらの受託並びに技術指導
- (32)DVD、ビデオテープ、スライド、カード、教本等で構成されるフラワースクール教材の企画、制作、販売及び著作権の管理

- (33) インターネット、携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ（文字・音声・画像・動画コンピューターソフトウェア等）の企画、開発、制作、配信業務
- (34) 有料職業紹介事業
- (35) 労働者派遣事業
- (36) 企業の販売支援、技術指導、計算事務、労務管理、事務等の業務代行
- (37) 経営、人材開発、教育、健康、会議・イベント企画の運営に関するコンサルティング業
- (38) 企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報システム管理業務のアウトソーシングの受託
- (39) 人材育成のための教育事業並びに研修、カウンセリング業務
- (40) コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
- (41) 通信販売事業及びその代行業務サービス
- (42) 各種イベントの企画、運営
- (43) 不動産の取得、所有
- (44) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び鑑定
- (45) 住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売
- (46) 住宅の建設及び販売
- (47) 工事の設計、施工、監理及び販売
- (48) ホテル、レストラン、レジャー・流通施設、有料老人ホーム等の所有、賃貸及び経営
- (49) 駐車場の経営
- (50) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (51) 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険及び自動車損害賠償保険法に基づく保険の代理業
- (52) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
- (53) 土木建築の計画、設計、施工、監理
- (54) 土木建築用資材その他前各号に関する製品の売買、その仲介及び輸出入
- (55) 造園業、緑化事業の請負
- (56) 造園工事業
- (57) 造園工事の設計及び管理
- (58) 造園、土木工事の受注、請負工事
- (59) 造園、緑化工事の企画、設計、施工
- (60) 介護保険法に基づく居宅サービス及び居宅介護支援事業
- (61) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (62) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (63) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
- (64) 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業
- (65) 介護保険法に基づく介護予防訪問入浴介護事業
- (66) 介護保険法に基づく訪問看護事業
- (67) 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業
- (68) 介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業
- (69) 介護保険法に基づく介護予防訪問リハビリテーション事業
- (70) 介護保険法に基づく居宅療養管理指導
- (71) 介護保険法に基づく介護予防居宅療養管理指導
- (72) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (73) 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業

- (74) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業
- (75) 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型通所介護事業
- (76) 介護保険法に基づく通所リハビリテーション事業
- (77) 介護保険法に基づく介護予防通所リハビリテーション事業
- (78) 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業
- (79) 介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護事業
- (80) 介護保険法に基づく短期入所療養介護事業
- (81) 介護保険法に基づく介護予防短期入所療養介護事業
- (82) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
- (83) 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- (84) 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
- (85) 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
- (86) 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
- (87) 介護保険法に基づく指定住宅介護支援業務及び福祉用具貸与事業
- (88) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
- (89) 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
- (90) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- (91) 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (92) 介護保険法に基づく夜間対応型訪問介護事業
- (93) 介護保険法に基づく地域密着型特定施設入所者生活介護事業
- (94) 介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
- (95) 有料老人ホームの設置及び運営に関する事業
- (96) 介護保険法に基づく住宅改修事業
- (97) 介護保険法に基づく介護予防住宅改修事業
- (98) 住宅改修事業
- (99) 福祉用具の販売
- (100) 要介護者等の輸送サービス業
- (101) 介護タクシー事業
- (102) 障害者に対する居宅介護サービス事業
- (103) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
- (104) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (105) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (106) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (107) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター
- (108) 高齢者及び心身上の障害者に対する訪問介護ならびに生活支援
- (109) 介護に関する相談事業
- (110) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (111) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(二) 老人介護支援センターの経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

- (112)高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
- (113)生活消費材の生産、加工及び販売並びにこれらの請負
- (114)生活消費材の販売店の経営
- (115)飲食店及び食堂の経営
- (116)食堂経営の請負
- (117)プラスチック製品の加工及び加工の請負
- (118)電子部品及び電子製品の加工及び組立の請負
- (119)地方自治法に規定する指定管理者として地方公共団体の指定を受けて行う公の施設管理
- (120)水田の経営
- (121)畑作物の経営
- (122)農畜産物を原材料とする食料品の製造・販売
- (123)農畜産物直営店の経営
- (124)農畜産物の貯蔵、運搬及び販売
- (125)花卉、種苗、蔬菜、果実等の栽培、売買、貯蔵及び市場の経営
- (126)農畜産物に必要な資材の製造・販売
- (127)農作業の受託
- (128)農村滞在型余暇活動に利用される施設設置運営・必要な労務の提供
- (129)林業、共同利用施設の設置等
- (130)有価証券の保有、売買及び運用
- (131)不動産・商品投資売買、不動産・有価証券その他金融資産に関する投資顧問業務、投資法人資産運用
- (132)動産の賃貸借、仲介及び管理業
- (133)インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (134)ビルメンテナンス業及びビルの管理業務に関するコンサルタント業務
- (135)公共料金等の収納代行業、集金代行業及び支払代行業
- (136)装飾業
- (137)物品賃貸業
- (138)小額短期保険業
- (139)警備業務、保安業務
- (140)建物内外の保守管理・清掃業
- (141)印刷業
- (142)仕出し貯業
- (143)食堂・レストランの経営
- (144)イベント企画
- (145)看板製作販売
- (146)衣料品、日用雑貨、煙草、印紙、切手、飲食物の販売
- (147)文房具、衣料品、服飾雑貨の販売及び輸出入
- (148)酒類、食料品の販売及び輸出入
- (149)法務、総務、会計・経理、財務、及び調達・購買等に関する業務並びに人事、労務管理に関する業務

る業務等の代行、IT サービスの提供

(150) 前各号に附帯する一切の業務

②当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を熊本県熊本市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,600,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるとき隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、本店にこれを備えおく。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 20 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

③取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。

ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。

②取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、また、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

②当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 29 条 取締役会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第39条 監査役会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払う。

(配当金の除斥期間等)

第46条 期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

②未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

平成 12. 06. 19 制定

平成 19. 01. 01 改正

平成 20. 09. 25 改正

平成 21. 09. 25 改正

平成 22. 09. 24 改正

平成 23. 09. 22 改正

平成 24. 09. 21 改正

平成 25. 07. 01 改正

平成 25. 09. 20 改正

平成 26. 09. 22 改正

平成 27. 09. 25 改正

2020年 9月 29日 改正

2022年 9月 28日 改正

2024年 1月 1日 改正